

令和6年村上市教育委員会4月定例会会議録

○ 日 時

令和6年4月23日(火) 午前9時30分 開会

○ 場 所

朝日支所2階 第1会議室

○ 出席委員

遠 藤 友 春 教育長
横 山 吉 夫 委員(教育長職務代理者)
大 滝 豊 委員
板 垣 英 樹 委員
小 川 涼 子 委員

○ 欠席委員

なし

○ 出席した事務局職員

学校教育課長	小 川 智 也
学校教育課 管理主事	仙 田 満
〃 指導主事	木 村 博
〃 参事	今 井 雅 仁
〃 教育総務室長	鈴 木 祐 輔
〃 未来の学校創造室長	中 山 晴 剛
生涯学習課長	平 山 祐 子
生涯学習課 社会教育推進室長	片 岡 昌 幸
〃 スポーツ推進室長	佐 藤 克 也
〃 スポーツ推進室主幹	菅 原 和 英
〃 文化行政推進室長	吉 井 雅 勇
〃 教育情報センター長	加 藤 涉
村上教育事務所長	浅 野 宏
荒川教育事務所長	百 武 靖 之
神林教育事務所長	田 村 富 夫
山北教育事務所長	本 間 宏

○ 欠席した事務局職員

学校教育課 指導主事

高橋 真徳

朝日教育事務所長

本間 憲一

○ 書記

学校教育課 教育総務室長

鈴木 祐輔

○ 会議に付した議件等

- ・ 会議録署名委員の指名について
- ・ 3月定例会会議録の確認について
- ・ 報第1号 一般報告事項について
- ・ 議第1号 村上市スクールバス運行規程の一部を改正する規程制定について
- ・ 議第2号 専決処分の承認を求めることについて
- ・ 議第3号 専決処分の承認を求めることについて
- ・ 議第4号 専決処分の承認を求めることについて
- ・ 議第5号 専決処分の承認を求めることについて
- ・ 議第6号 専決処分の承認を求めることについて
- ・ 議第7号 専決処分の承認を求めることについて
- ・ 議第8号 専決処分の承認を求めることについて
- ・ 議第9号 専決処分の承認を求めることについて
- ・ 議第10号 専決処分の承認を求めることについて
- ・ 議第11号 専決処分の承認を求めることについて
- ・ 議第12号 専決処分の承認を求めることについて
- ・ 議第13号 専決処分の承認を求めることについて
- ・ 議第14号 専決処分の承認を求めることについて

遠藤教育長

午前9時30分開会宣言

遠藤教育長

ただいまより、令和6年度4月定例教育委員会を開会します。初めに私のほうから一言ご挨拶させていただきます。

4月15日、全県教育長会議が開催され、県教育委員会の今年度の主な施策の説明がありましたのでいくつかご紹介します。まず、統合型校務支援システムの導入についてですが、全県統一した校務支援システムを導入することにより、教員の働き方改革に有効に機能することでした。教員の人事異動があっても、同一のシステムだと県内どこに赴任しても戸惑いが少なくなるメリットがあります。

ただ、村上市では、令和5年度に現在の校務支援システムを導入し、令和9年度まで契約が継続しますので、令和10年度以降このシステムに参画できるのか、経費負担とサービス内容を比較・検討し、決定していくことになると考えております。

次に電子書籍システムの導入についても、市町村の少ない負担によりサービスを共有できるメリットを産むことができるため、これも費用負担とサービス内容が本市の願いに合致するのか検討が必要となります。いずれにしても、教育のデジタル化は必須であり、より良い手法を探っていかなければなりません。

また、生涯学習の推進については、今年度から県内3つの教育事務所の社会教育課が廃止され、本庁である生涯学習推進課や生涯学習推進センターが各種事業を推進していくことになるとの説明がありました。生涯学習の重要性が叫ばれている昨今、組織の再編が事業やサービスの縮小に影響することのないよう注視していく必要があると感じました。

さらに、本市の子どもたちもたくさん利用している、胎内市にある「新潟県少年自然の家」の運営体制が見直され、令和7年度からは県の直営から指定管理者による運営に移行することになる予定とのことです。より充実した活動を提供してもらうことができるよう見守っていきたいと思っております。

その後、「不登校対策」について意見交換しました。県内でも全国同様、不登校児童生徒数は増加傾向にあり、県民の関心も高く、機能する不登校対策が求められているとのことでした。県では、「校内教育支援センター」（本市では校内適応指導教室と呼称）を活用し、不登校児童生徒の学校や教室への復帰につなげたいと願っております。本市でも小学校では2校、中学校では6校設置済みですが、加配教員がいなければ運営に困難や負担を生じさせることになり、全校設置はまだ難しい状況です。また、市内5つの「適応指導教室」との連携も大切です。この後、情報交換の場で本市の不登校児童生徒の現状と課題や対応を指導主事のほうから説明してもらいますのでご意見をいただきたいと思っております。

結びに、今年度は、令和7年度から使用する中学校の教科用図書の採択年度となっております。採択に関する業務は、来月から7月にかけて実施されることとなりますのでお含みおきください。

それでは、本日はたくさんの協議題がありますが、皆様よろしくお願いたします。なお、この後、事務局職員の中で異動のあった方は、順次一言ご挨拶願います。

事務局職員 事務局2名が自己紹介を行う。欠席職員の紹介を学校教育課長が紹介を行う。

・会議録署名委員の指名について

遠藤教育長 それでは、会議録署名委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

遠藤教育長 会議録署名委員は、板垣委員と横山委員をお願いします。

・3月定例会会議録の確認について

遠藤教育長 3月定例会会議録について確認します。各委員には自分の発言が漏れていないか、表現が違わないか確認していただきます。

遠藤教育長 3月定例会会議録について何かございますか。
(意見無し)

遠藤教育長 3月定例会会議録は確認されました。

・報第1号 一般報告事項について

遠藤教育長 報第1号について上程します。

最初に私から、一般報告事項を報告させていただきます。

3月11日、奨学生選考委員会が開催されました。12日、第2回文化財保護審議会、出席しました。13日、社会教育委員の会議兼公民館運営審議会、出席しました。14日、第2回村上市スポーツ推進審議会、開催されました。19日、定例教育委員会、開催されました。22日、小学校卒業式、村上小学校に参列しました。28日、教育委員会免辞令交付式。4月1日、教育委員会辞令交付式。3日、大須戸能定期能、出席しました。4日、指導主事会議、開催されました。7日、第36回笹川流れマラソン大会、出席しました。9日、小・中学校入学式。午前中、岩船小学校、午後から岩船中学校、出席しました。以上、報告さ

せていただきました。

遠藤教育長 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 学校教育課の一般報告事項等について報告する。

社会教育推進室長 社会教育推進室の一般報告事項等について報告する。

スポーツ推進室長 スポーツ推進室の一般報告事項等について報告する。

文化行政推進室長 文化行政推進室の一般報告事項等について報告する。

教育情報センター長 教育情報センターの一般報告事項等について報告する。

遠藤教育長 それでは学校教育課、生涯学習課の報告事項について質疑等がありましたらお願いします。

遠藤教育長 何かご意見ありますでしょうか。
(意見無し)

遠藤教育長 それでは一般報告事項は了承されました。

・議第1号 村上市スクールバス運行規程の一部を改正する規程制定について

遠藤教育長 次に、議第1号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長 資料の10ページから12ページとなります。村上市スクールバス運行規程の一部を改正する規程制定についてであります。内容は、スクールバスの臨時運行について規定している第3条の改正です。その中で、部活動での使用について、これまでは練習試合や遠征などにも使用を認めていましたが、今後は原則として、中体連や県の吹奏楽連盟の事業での使用に限る取り扱いに変更していきたいため、第3条の第3号に「ただし、教育委員会が認める場合に限る」という文言を付け加える内容になっています。改正の理由としましては、今のスクールバスの部活動での使用は、学校や部によって、非常に温度差があり、使用頻度にばらつきが多く、不公平感があるというのが現状になって

います。また、今の部活動の地域移行を進めていく中で、土日の部活動について今後は学校の管理から、地域クラブ活動、保護者会とか総合型スポーツクラブが管理する形へと移行していく予定となっており、その移動手段についても、スクールバスを使用する形から、保護者送迎あるいは総合型スポーツクラブのスポーツ振興車を使用していく、という形にシフトしていく必要があることから、今回見直しをご提案させていただくものです。本日、A4の1枚ものの資料を配付させていただきました。教育委員会が認めた場合に限るという部分で、こういったものの使用を認める形にしていきたいというものになります。こちらにつきまして、鈴木室長から説明をさせていただきます。

遠藤教育長

鈴木室長お願いします。

教育総務室長

お配りした資料をご覧ください。スクールバスの臨時運行規程の改正ということで、村上市スクールバス運行規程第3条でスクールバスの臨時運行について第1号から第5号まで定めてございます。その第3号に「ただし教育委員会が認める場合に限る」を付け加えさせていただきたいと考えています。その範囲ですが、(1) 中学校体育連盟の主催する大会の下部大会。これにつきましては市内、市外を問わず認める範囲といたします。(2) 新潟県吹奏楽連盟主催する事業、こちらも市内市外問いません。(3) 村上市立学校が市内で行う合同練習会。例えば市内の複数の学校が集まって一緒に練習するような場合、通常学校で行われる部活が違う学校で開催されるだけでありますので、こちらも認めようという事で該当する範囲に含まさせていただきました。また、今回の改正内容とは直接は結びつかないですが、(4) 村上市立学校の児童生徒が教育委員会の行う事業に参加するために使用する時、教育委員会が行う事業の範囲は、教育委員会が主催・共催する事業、こちらにつきましては、市内市外を問わず、臨時運行の対象とするということで、今回確認させていただきたいと思います。第5号その他やむを得ない場合というのが定められていますが、教育長が公益上必要と認める場合の範囲も、改めて確認させていただきたいと思いをまして記載しました。教育長が公益上認める場合の範囲ですが、村上市が主催・共催する事業等ということで、これも市内市外を問わず認めるという範囲を今まで通り確認したいと思います。これは第4号の教育委員会が主催・共催する事業に準じて、今回、確認させていただきたいと思っております。以上、お願いします。

遠藤教育長 質疑等がありましたらお願いします。

遠藤教育長 令和6年度からとなっていますが、6年度からいつまでですか。また、臨時運行の(3)部活動に使用するとき、部活動という言葉を使用していますが、例えば令和8年度から、学校から部活動がなくなった場合、どう考えているのか。今後のことをイメージできましたら教えてください。

学校教育課参事 最初のケースにつきましては附則で、期限を設けてございませんので、当分の間有効ということでご理解ください。

遠藤教育長 当分の間というのは、いつ頃ですか。

学校教育課参事 この規程が改正されるまで有効です。規程の文言の部活動に融合型部活動も含めるということで承認を得ていますので、融合型部活動を含め部活動が継続される間、規程は有効です。ただし、平日の部活動につきましては、令和8年度から、地域移行を目指していますが、場合によってはもう少し時間を要す可能性もありますので、こちらの規程は当分の間有効であるにご理解ください。今後につきましては、今年度実証事業で、スポーツクラブが所有するスポーツ振興車を使って部活動の送迎、あるいは遠征練習試合等に使用する事業費を国に申請しました。申請が認められれば、融合型部活動送迎等にスポーツ振興車の使用も最大限可能となる予定です。運行規程の改定があらためて必要になると考えております。

遠藤教育長 はい、イメージ出来ました。

遠藤教育長 ほか、何かご意見ありますでしょうか。

遠藤教育長 それでは、議第1号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第1号は承認されました。

・議第2号 専決処分の承認を求めることについて

遠藤教育長 次に、議第2号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長 資料13ページになります。

議第2号村上市立小中学校の事務長の発令について専決しましたので、ご承認を求めるものになります。4月の人事異動に伴って、村上市立学校管理運営に関する規則第31条の規定により、14ページに記載の通り、発令したものです。以上、お願いします。

遠藤教育長 何かお気づきの点はございませんか。
(質問等なし)

遠藤教育長 それでは、議第2号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第2号は承認されました。

・議第3号 専決処分の承認を求めることについて

遠藤教育長 次に、議第3号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長 資料の15ページご覧ください。議第3号、村上市小中学校における主任等の承認について専決しましたので、承認を求めるものであります。こちらも4月の人事異動に伴って、学校管理運営に関する規則、第25条27条31条の規定により、16ページから35ページまでの通り、各学校長からの承認願が出ておりますので、発令を承認したものであります。以上、お願いします。

遠藤教育長 正誤表の確認をお願いします。

学校教育課長 本日、正誤表を机上に配付させていただいております。配付させていただいていた議案の名前等に誤りがありました。議第3号につきましては33ページになりますが、氏名の記載が間違っておりましたので、訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。よろしくお願いたします。

遠藤教育長 何かお気づきの点はございませんか。
(質問等なし)

遠藤教育長 次に、議第 10 号について上程します。説明をお願いします。

生涯学習課長 議第 10 号村上祭保存修理委員会委員の委嘱に係る専決処分について承認を求めるものです。任期につきましては令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。なお、委員 4 名がすべて再任となっております。以上、お願いします。

遠藤教育長 何かお気付きの点はございませんか。
(質問等なし)

遠藤教育長 それでは、議第 10 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
ありがとうございました。議第 10 号は承認されました。

・議第 11 号 専決処分の承認を求めることについて

遠藤教育長 次に、議第 11 号について上程します。説明をお願いします。

生涯学習課長 議第 11 号村上市図書館協議会委員の委嘱に係る専決処分について承認を求めるものです。任期につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間であります。今回、子どもたちの読書離れ対策の観点から、幼少期、学齢期における取り組み、保護者を巻き込む取り組みや、デジタルネイティブ世代へのアプローチ等について幅広く意見を徴したいと考え、委員構成を変更し、公募での申し込みのあった 1 名を含め、委嘱したものでございます。なお、現在、社会教育関係の選出区分で、村上市岩船郡 PTA 連絡協議会に、1 名の推薦を依頼中でございます。同協議会役員会で決定後に、追加で図書館協議会委員を委嘱する予定としております。5 月の教育委員会定例会には提案できるものと思っております。以上、お願いします。

遠藤教育長 5 月にもう 1 名追加されるということで説明がありました。何かお気付きの点はございませんか。

横山委員 確認ですが、備考欄の再任の空欄のところは全部新任という理解でよろしいでしょうか。

生涯学習課長 はい、おっしゃる通りです。

遠藤教育長 リハ大の先生、それから新潟日報社の方、この2名は特に幅広い意見を伺いたいということでしょうか、選考の意図をお願いします。

情報教育センター長 新潟リハビリテーション大学の先生につきましては、これまで図書館がリハビリテーション大学と連携しまして、企画展示を行っている関係があります。あと、学識経験として新潟日報社の方を今回お願いすることにしましたが、これは他の自治体の協議会委員の構成を見たときに、新潟日報の方、あるいは地元の新聞社の方が委員に入っているというような事例も見受けられましたので、そちらを参考にしております。

遠藤教育長 ありがとうございます。

遠藤教育長 それでは、議第11号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございます。議第11号は承認されました。

・議第12号 専決処分の承認を求めることについて

遠藤教育長 次に、議第12号について上程します。説明をお願いします。

生涯学習課長 議第12号村上市スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処分について承認を求めるものでございます。令和6年3月31日をもって任期満了となることから、各委員の意向確認及び公募を行ったところであり、委員16名のうち、1名が新任、15名が再任となっております。なお任期につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。以上、お願いします。

遠藤教育長 何かお気づきの点はございませんか。

遠藤教育長 この新任にあたって1名が退任されたということでしょうか。

生涯学習課長 今まで、推進委員の方19名いらっしゃいました。今回、4名の方が

お辞めになられまして、1名が公募ということで新任をされております。

遠藤教育長 減った理由は説明できますか。推進委員の定数は何名までですか。

生涯学習課長 70名以内です。

スポーツ推進室長 今ほど教育長からのご質問ありましたその理由ということですが、それぞれ個人の理由というふうに聞いております。特段こういった理由があったわけではございません。

遠藤教育長 他市町村などではこの推進委員さんの人数というのは、村上と同規模なものでしょうか。

スポーツ推進室長 他市町村ということですが、2023年度で県内のスポーツ推進委員数が1,083名おります。各市町村では、その定員に満たないという状況が続いている状況です。例えば新発田市さんであれば、78名の定員に対して53名というような状況になっているということで、やはり定員に満たないというような状況が県内各市町村においても多いというような状況であるというふうに聞いています。

遠藤教育長 村上と新発田、ほぼ同数の定員に対して、新発田はまだ50名以上はいる。村上市は10何名さらに減って、という傾向なのは私もわかりませんが。これは、個々の事情もさることながら、スポーツ推進委員の担う役割というのに影響はないわけなんではないでしょうか。

生涯学習課長 はい。担う役割に影響がないかと言われると、少なからずやはり影響というものは出てきていると思います。委員さん自身がほぼほぼ再任という中で、今回1名、新任でこられましたけれどもなかなか活動自体が見えてこない、見えづらいというところもありまして、公募と言っても集まらないのかなというような気はいたします。皆さんお仕事を持っている中での活動ということで、その辺も少なからず人が集まらないような理由の一つなのかなと思っています。スポーツ推進委員の会議の中でも、このことについては毎回話題にはなっていますが、根本的な解決にはまだ至っていないというのが現状でございます。

横山委員 分かりました。

遠藤教育長 それでは、議第 13 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第 13 号は承認されました。

・議第 14 号 専決処分の承認を求めることについて

遠藤教育長 次に、議第 14 号について上程します。説明をお願いします。

生涯学習課長 議第 14 号村上市教育委員会委員及び村上市公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処分について、承認を求めるものでございます。任期につきましては令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間であります。なお、委員 15 名のうち、4 名が新任、11 名が再任となっております。また、15 名のうち、3 名が公募による委員、また 6 名が女性という構成になっております。以上、お願いします。

遠藤教育長 何かお気付きの点はございませんか。

(質問等なし)

遠藤教育長 委員長・副委員長をされていた方は退任されたんですか。

生涯学習課長 はい。

遠藤教育長 それでは、議第 14 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第 14 号は承認されました。

遠藤教育長 予定された議案について全て審議終了しましたが、その他ありますでしょうか。

大滝委員 去年も申し上げたような気がするんですが、承認された議第 6 号から第 10 号までの委員が、すべて男性だけなんですよね。それで、委員の選出とかいろんな事情があるのはわかるんですけども、やはり女

性の方の視点は大事だと思いますので、次回、人選されるときはぜひ考慮していただきたいなと思っています。

遠藤教育長 6号から10号ですね。

文化行政推進室長 昨年も大滝委員からご指摘があったことを覚えています。なかなか専門的な分野ですと適任者がいらっしゃらない。これからも、各方面から情報収集して、女性も含めた適任者をお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。

遠藤教育長 可能性として女性を選任することは。

文化行政推進室長 どの分野でも男女関係なく、歴史系の大学で学ばれている女性はたくさんいらっしゃいます。現在、村上市内では私が知る限りではいらっしゃいませんが、引き続き、情報収集したいと思っています。

遠藤教育長 ありがとうございます。

遠藤教育長 次回定例会の予定をお願いします。

学校教育課長 5月の定例会ですが、5月28日火曜日午後4時からマナボートにて開催したいと思います。

遠藤教育長 各委員に確認し、全員了承する。

遠藤教育長 以上をもちまして、令和6年度村上市教育委員会4月定例会を終了します。

午前10時21分閉会

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

教 育 長 _____

会議録署名委員 _____

会議録署名委員 _____